会 議 結 果 報 告 書

平成 30 年 12 月 13 日

会議の名称	平成３０年度志木市国民健康保険運営協議会（第 4 回）
開 催 日 時	平成 30 年 12 月 13 日（水）　13 時 15 分～15 時 00 分
開 催 場 所	志木市役所 4 階　第 3 委員会室
出 席 委 員	小山博久会長、木下良美委員、鈴木和好委員 鳥飼香津子委員、相神和子委員、細沼明男委員 細田行政委員、鎌田昌和委員 （計　8 人）
欠 席 委 員	齋田幸枝委員、蓼沼寛委員、濱野日登志委員 川島美子委員 （計　4 人）
説　明　員	（保険年金課） 土崎主幹、桜井主査 （計　2 人）
議　　題	議　題 （１）国民健康保険税率の見直し等について （２）その他
結　　果	議題（1）～（4）　について説明、質疑応答。 （傍聴者　1 人）
事　務　局	（健康福祉部） 村上健康福祉部長, 村山健康福祉部次長 保険年金課：佐野課長、土崎主幹、桜井主査 村山主事 （計　6 人）

審議内容の記録（審議経過、結論等）
1　開　会 ＜答申書の配布＞ 2　議　題 (1) 国民健康保険税率の見直し等について ＜会長より審議概要・付帯意見について説明＞ 志木市国民健康保険の財政状況は、社会保険の加入要件の拡大による被保険者は減少する中で、高齢化の進展さらには医療の高度化などに伴い、保険給付費等の増加により、毎年の決算では実質収支で赤字が続き、厳しい財政運営となっており、これまで多額の法定外繰入金をもって対処してきた。 この現状を踏まえ、当運営協議会では、平成 30 年 1 月 18 日付の答申において国民健康保険事業を安定的に運営し、財政の健全化を図るためには、国民健康保険税率の見直しは必要不可避であると提唱した。 また、本年 4 月からは国民健康保険制度の改正により、予算の組み方はもとより、特に歳出の国保事業費納付金にあっては、運営主体となった埼玉県が算出した金額を用いる一方、各市町村が埼玉県に納付した納付金に不足が生じたときには、埼玉県の財政安定化基金で対処し、取り崩した相当額を翌々年度の国保事業費納付金に含め、当該市町村へ負担を求めるという構図になり、国民健康保険の会計は、基礎課税分(医療分)・後期高齢者支援金分・介護分からの税収をはじめ、国・県・市からの負担金等をもって成り立っていることからも、これまで以上に複雑な仕組みとなった中での審議となった。 こうしたなか、市では、過去 10 年間据え置いてきた税率の見直しに際し、埼玉県国民健康保険運営方針では、基礎課税分(医療分)において 2 方式を標準としていることから、2 方式へ移行するための前提として、被保険者への影響の大きさを考慮し、現行の 4 方式を維持しつつ資産割、平等割を減額し、均等割を増額するという見直し案であるとのことであった。 特に、税率の見直しにあたっては、後期高齢者支援金分及び介護分を含め、赤字解消までは至らないが、今後の県内統一税率を見据え、県市平均に近づけた税率になっているとのことであった。 また、多子世帯における一部減免措置では、子ども医療費の無償化に係る国庫負担金の減額解除分を活用し国民健康保険事業の中で子育て支援策を行うよう国からの通知を踏まえ、基礎課税分(医療分)の均等割を増額することに伴い、被保

険者数の多い世帯では税負担が多くなることから、18 歳未満で第 2 子以降の被保険者の均等割を 50 パーセント減免するとのことであった。

さらに、賦課（課税）限度額の引き上げでは、基礎課税分（医療分）の賦課限度額 89 万円を 4 万円引き上げ、法定額である 93 万円に改めたい等々の説明があった。

これら市の説明と資料等を踏まえ審議した結果、国民健康保険税率の見直しについては、埼玉県国民健康保険運営方針に従い、基礎課税分（医療分）を 2 方式へ移行するための前提として、被保険者への影響の大きさを考慮し、現行の 4 方式のうち資産割、平等割を減額し、均等割を増額するという見直し案であるが、赤字解消までは至らないものの、保険税の急激な上昇を抑える観点からも、やむを得ないものと判断した。

一方、後期高齢者支援金分及び介護分にあっては、概ね了承したところである。

また、多子世帯における一部減免措置については、国民健康保険事業は特定の収入をもって医療機関等への保険給付と保健事業を行っており、減免の適否、所得制限の必要性など議論の余地があるという一方、負担軽減措置として理解できるとの意見も出されたところである。

さらに、賦課(課税)限度額の引き上げについては、これまでも答申してきたように地方税法の規定に準拠して引き上げることが望ましいものと判断した。

(1) 国民健康保険税率の見直しについて

ア.保険財政の健全化に向け、決算時等には、医療費及び被保険者数の動向等を十分に把握する一方、基礎課税分（医療分）・支援分・介護分ごとに財務検証を必ず行い、収納率の向上はもとより収入面における適宜・適切な措置を講じるべきである。

イ.２方式への税率の見直しでは、県市平均という姿勢ではなく志木市国民健康保険事業の財政の安定、持続的運営という観点から行うべきである。

(2) 多子世帯における一部減免措置について

減免は、納税者個別の事情に考慮し、真に担税力がないことが認められる場合に限り行うものであり、一定の事由に該当することを理由として一律無条件に減免することに理解しがたいものがある。

また、安易に政策手段として税の減免制度を活用することには、厳正な判断を行うべきである。

(3) その他

改正時には、広報、ホームページ等を通じ、被保険者に国民健康保険の現状と改正内容をわかりやすく周知を図るべきである。

＜審議＞

委　員）多子世帯の減免については、今までの 2 回の審議で結果を出すのは早計であると考える。減免と言う手段は、地方税法の記述からも理解しかねる。減免以外の方法もあるのではないかと考える。

会　長）事務局として、減免以外の手段は代替案としてあったのか。

事務局）代替案はなかった。

委　員）前回頂いた多子世帯減免の資料だが、他市を見本とした資料か。志木市独自のものか。

事務局）多子世帯減免については、他市を参考とさせていただいた。

委　員）減免と言うよりは、見舞金と言う形で支給される方が理解できる。

委　員）何もしないという選択肢はなかったのか。

事務局）国の方から、子育て支援策に活用するようにと通達があり、用途の報告も求められていたため今回提案させていただいた。

会　長）その通達は強制力のあるものなのか。

事務局）強制力はない。

会　長）あくまで、各自治体の判断に任せているということか。

事務局）その通りである。

委　員）他の市町村で、この原資を他の子育て制度に活用している自治体はあるのか。

事務局）他市のホームページ等を確認したが、確認できなかった。また、近隣市町村で行われるブロック会議においても、子育て支援を行っている様子はなかった。

委　員）通知通りに行っていない市町村があるということか。

事務局）その通りである。ただ、現在検討中の市町村もあるかと思われる。

会　長）減免の妥当性については、どのように検討していたのか。

事務局）軽減と減免と言うものがあり、軽減については、市町村の判断で行えないため、今回減免と言う手段に至った。

会　長）税負担の公平性の観点から、検討された結果、妥当性についてはどのような結論に至ったのか。

事務局）今回の改正により、多子世帯については税負担が大きくなるため、税負

担軽減という観点から提案させていただいた。

会　長）答申案について、ご異議ある方いるか。
委　員）異議なし。
会　長）事務局から何か意見はあるか。
事務局）特にない。
会　長）では配布した答申案を正案とし、市長に答申してよろしいか。
委　員）異議なし。
(2)その他
委員の任期満了につき、村上健康福祉部長より御礼の挨拶
＜質疑応答＞
なし